

中小企業投資促進税制

- **中小企業投資促進税制**は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）**又は**税額控除（7%）**（※）の適用を認める措置。
- 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

概要 【適用期限：平成32年度（2020年度）末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ・ 従業員数1000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業 30%特別償却